

① サービスの骨格

- 小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービス類型である。
- 「居住」については、小規模多機能型居宅介護において必須とせず、必要に応じ、小規模多機能型居宅介護事業所に「居住」を担う場を併設することで対応することになる。

② 利用対象者に関する論点

- サービス利用対象者としては、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを一定程度以上利用することが想定される、中重度の者が中心になると考えられるが、どうか。

③ 基準に関する論点

(サービスの形態)

- 利用者と職員とのなじみの関係を担保する観点から、利用者は1か所の小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行い、複数の小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認めない仕組みが考えられるが、どうか。

※ 1事業所の登録者数は25名程度、1日当たりの「通い」の利用者は15名程度、「泊まり」の利用者は5~9名程度。

(人員配置に関する考え方)

- 人員配置は、「通い」、「訪問」、「泊まり」それぞれの固定配置とせず、柔軟な業務遂行を可能とすることが考えられるが、どうか。
- 認知症高齢者を中心とする利用が想定されることから、認知症高齢者ケアに適した人員配置とすることが考えられるが、どうか。

※ 認知症高齢者グループホームでは、日中においては利用者3人に対して1以上、

夜間においては1人以上という基準となっている。

- 介護支援専門員を必置とし、その介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護で提供されるサービスのほか小規模多機能型居宅介護以外で提供されるサービスも含めて、全体としてケアマネジメントを行うことが考えられるが、どうか。

(設備に関する考え方)

- 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供、利用者の様態や希望による柔軟なサービス提供を可能とする観点から、事業所全体として利用者1人当たりの面積基準を設けるが、個々の設備ごとの面積基準は設けないことが考えられるが、どうか。

(職員の質の確保)

- 多機能のサービスを一体的・連続的に提供するがゆえに、いわゆる利用者の「囲い込み」や、地域から孤立した事業運営が行われることのないよう、サービスの外部評価及び情報開示や、管理者及び計画作成担当者の研修を義務付けるべきと考えるが、どうか。

④ 報酬設定に関する論点

- 利用者の様態や希望に応じて柔軟なサービス提供を行うことから、出来高払いはなじみにくいため、標準的なサービス利用量を設定し、1ヶ月単位の包括的な報酬として設定することが考えられるが、どうか。
- 仮に包括的な報酬を設定する場合、次のような点をどのように考えるか。
 - 定額であるため、過少なサービス提供を誘引することができないよう配慮すべきではないか。
 - 医療系の居宅サービス（訪問看護、居宅療養管理指導）及び福祉用具貸与等は、包括的な報酬に含まれないと整理すべきではないか。
 - 利用登録している要介護者については、包括的な報酬に含まれる通

所介護、訪問介護、短期入所生活介護等は算定できることとすべきではないか。

- 本サービスは、従来にない新しいサービスであり、しかも、地域の特性や実情等によって求められるサービスや運営形態が異なってくることも予想されることから、基準及び介護報酬の設定に当たっては、市町村によって弾力的な対応が可能となるよう配慮すべきと考えられるが、どうか。

(※) 介護保険法上、市町村は、厚生労働省令で定める範囲内で基準を変更することと、厚生労働大臣が定める介護報酬額を超えない範囲内で介護報酬を変更することが可能とされている。

⑤ 「居住」機能を担う併設事業所に関する論点

- 「居住」機能を担うものとして介護保険の居住系サービス等を併設する場合に、その利用者は、小規模多機能型居宅介護事業所でのサービスを一定期間継続して利用していた者に限定するとともに、軽度のうちから「居住」へと移行させることができないよう、重度者に限定することが考えられるが、どうか。
- 居住機能を担う併設事業所と小規模多機能型居宅介護事業所との間で職員を兼務可能とするなど、柔軟な人員配置を認められることが考えられるが、どうか。

(※1) 居住機能を担う併設事業所としては、①地域密着型介護老人福祉施設、②地域密着型特定施設、③認知症高齢者グループホーム、④有床診療所による介護療養型医療施設等が考えられる。

(※2) 「居住」機能を担う場としては、このほかに、有料老人ホームや高齢者住宅などの「住まい」を併設する形態も考えられる。(利用者は、引き続き小規模多機能型居宅介護を利用することになる。)

(2) 夜間対応型訪問介護

【改正介護保険法における夜間対応型訪問介護】

第8条第15項 この法律において「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

① 夜間対応型訪問介護の基本的な考え方

- 現行の訪問介護の報酬においては、夜間若しくは早朝（夜間：18時～22時、早朝：6時～8時）又は深夜（22時～6時）にサービスを提供した場合に、それぞれ25%、50%の加算が設けられているが、「身体介護中心型」の請求回数全体のうち加算を請求した回数は、夜間又は早朝で12.0%、深夜で2.4%（※）であり、必ずしも十分に利用されている状況にはない。

（※）介護給付費実態調査（平成17年5月審査分）

- その背景として、
 - 夜間、深夜又は早朝（以下「夜間」という。）のサービスは、報酬が高く利用者負担も大きいほか、夜間にヘルパーを家に入れることに心理的な抵抗感があることなどから、利用が進まないこと、
 - おむつ等の介護用品の進歩によりおむつ交換の頻度が下がり、必要とする介護内容が限定されるようになったことや、朝一番のケアを充実させることで夜間のケアは不要となるケースもあることから、利用希望者が集まらないこと、
 - 勤務条件に合うヘルパーを確保することが難しいこと、等が考えられる。

- 一方で、

- 要介護者にとっては、転倒などの緊急事態が起った時に駆けつけてくれる、体調の不安、不眠などの精神的な不安に対する支援を受けられる、排泄介助などの日常生活上のニーズに対するサービスをいつ

でも受けられる、といった安心感を持って夜を過ごすことができ、

- ・ 家族にとっては、排泄介助等のために起きることが必要なくなるなど、在宅介護の負担感が軽減されるため、

夜間における訪問介護を求める潜在的なニーズは少なくないと考えられる。

- また、施設では、夜間において、定時に夜勤職員が巡回すると同時に、入所者からの要請への対応を随時行っているのに対し、在宅では、夜間の定時巡回サービスは行われる場合もあるものの、随時サービスは行われておらず、ある程度状態が重くなると、施設入所志向にならざるを得ない状況にある。

そこで、在宅でも随時サービスを提供することで、在宅生活を継続することが可能と考えられる。

- 今後、独居や夫婦のみの高齢者世帯の増加が予想されることを考えると、こうした夜間の「安心感」を提供するサービスに対するニーズは更に高まると考えられる。

- こうした課題や必要性を踏まえ、改正介護保険法において、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じ随時対応する訪問介護を組合せた、新たなサービス類型として「夜間対応型訪問介護」が創設された。

- 具体的なサービス形態としては、

① 定期的なおむつ交換や体位交換等の訪問介護が必要な要介護者に対する「定期巡回サービス」

② 要介護者から、排泄介助、体調不良、転倒・転落等に関する連絡を受け付け、会話による安心感を提供しながら、あらかじめ把握している利用者の心身状況を踏まえて、訪問の要否を判断する「オペレーションセンターサービス」

③ その連絡内容から必要とされたケースの「随時訪問サービス」

で構成することが考えられる。

- さらに、医療的なニーズを有する利用者に対応するため、オペレーションセンターを通じて医療機関や訪問看護ステーションと連携することも考えられる。
- このようなサービスが成り立つためには、一定の地域内で夜間の訪問介護を必要とする高齢者を相当数確保することが必要であり、1つの事業者がある地域全体をカバーしていくような事業形態になるものと考えられる。

② 利用対象者に関する論点

- 利用対象者は、夜間の安心を確保する必要のある者としては、中重度者を中心としつつ、独居高齢者又は高齢者夫婦のみの世帯の利用も考えられるが、どうか。

③ 報酬・基準に関する論点

(報酬の在り方)

- このようなサービス形態に対する報酬として、例えば以下のようない方法によることが考えられるが、どのようなものとすることが適当か。
 - ① 定額部分はオペレーションセンターサービスのみに限定し、定期巡回サービスや随時訪問サービスは出来高とする方法
 - ② 定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス、随時訪問サービスを複合的に提供するものとして、1月単位の定額報酬とする方法

(人員等に関する基準)

- 利用者の医療ニーズへ対応する観点から、医療機関や訪問看護ステーションとの連携を図ることが考えられるが、どうか。
- 主として大都市・人口密集地における事業展開が想定されるが、そう